リチウムイオン組電池を内蔵した携帯型電子機器（電池を内蔵した携帯型電子喫煙機器及び自動体外式除細動器（ＡＥＤ）その他のリチウム電池を内蔵した携帯型の医療電子機器を除く。）	○	○	○	電子機器の数量にかかわらず、予備の電池２個	1）当該物件は、自らが使用するものに限る。 2）リチウムイオン組電池は、国連試験基準マニュアルの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。 3）リチウムイオン組電池は、ワット時定格量が100Whを超え、160Wh以下のものであること。
短絡を生じないように個々に保護された予備のリチウムイオン組電池（他の電子機器に電力を供給する目的のものを含む。）	×	○	○		4）電子機器を受託手荷物として輸送する場合は、次の要件に該当すること。 ア）不測の作動を防止するように措置するとともに、損傷しないように保護すること。 イ）電源を切ること。
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

リチウムイオン組電池を内蔵した携帯型電子機器（電池を内蔵した携帯型電子喫煙機器及び自動体外式除細動器（ＡＥＤ）その他のリチウム電池を内蔵した携帯型の医療電子機器を除く。）	○	○	○	電子機器の数量にかかわらず、予備の電池２個	1）当該物件は、自らが使用するものに限る。 2）リチウムイオン組電池は、国連試験基準マニュアルの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。 3）リチウムイオン組電池は、ワット時定格量が100Whを超え、160Wh以下のものであること。
短絡を生じないように個々に保護された予備のリチウムイオン組電池（他の電子機器に電力を供給する目的のものを含む。）	×	○	○		（新設） （新設） （新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この告示は、平成二十九年七月一日から施行する。

○国土交通省告示第六百六十一号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年六月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する告示

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正前

公園名	設ける者	占用物件
（略）		
国営沖縄記念公園	（略）	
	自衛隊	災害応急対策のための仮設の物件又は施設
	北部広域市町村圏事務組合	公衆無線LANアクセスサービス基地局、通信ケーブル及び電力ケーブル（公園の管理又は利用の用に供するものに限る。）

改正後

公園名	設ける者	占用物件
（略）		
国営沖縄記念公園	（略）	
	自衛隊	災害応急対策のための仮設の物件又は施設